
いわて
農業
への道
いわてで夢をかなえよう!

岩手県の位置


岩手
軽米町
洋野町
二戸市
九戸村
一戸町
久慈市
野田村
八幡平市
葛巻町
普代村
岩手町
田野畑村
岩泉町
滝沢市
盛岡市
雫石町
矢巾町
宮古市
紫波町
山田町
花巻市
大槌町
西和賀町
遠野市
北上市
釜石市
金ケ崎町
住田町
大船渡市
奥州市
陸前高田市
平泉町
一関市

目 次［CONTENTS］

1 農業を始めたいと思ったら ……2

（1）就農準備の前に３つのチェックポイント ……2

（2）就農に向けた心構えを確認してみましょう ……3

（3）あなたの目指す就農のタイプは？ ……4

2 農業を始めたい！ 就農への6ステップ ……5

（1）ステップ１ 情報収集と就農相談 ……6

（2）ステップ２ 品目の選択と知識・技術の習得等 ……7

（3）ステップ３ 資金の活用と農地の確保 …… 12

（4）ステップ４ 就農計画の作成 …… 16

（5）ステップ５ 就農先への定住 …… 18

（6）ステップ６ 機械や施設の取得 …… 19

3 あなたをサポートする関係機関・団体 …… 20

1 農業を始めたいと思ったら

（1）就農準備の前に3つのチェックポイント

チェック1　農業を選んだのはなぜですか？



農業を始めることは「起業」すること、農業はビジネスです。

農業は自然相手の仕事のため、思いがけない事態も数多く発生します。また、作物によって違いはありますが、最初の収入を得るまで、そして安定した収入を得られるようになるまでは時間が必要です。

経営者として、専門的な技術と経営管理能力を身に付け、営農計画のもとで農業経営を行うことが求められます。

農業経営は専門的な技術と経営管理能力が必要とされる職業ですので、もし、「無農薬の野菜が食べたい」、「会社勤めより良い」、「田舎で暮らしたい」といった動機であれば、「ビジネス」としての農業についてもう一度よく考えて下さい。

チェック2　家族は賛同していますか？



家族の理解と協力が必要です。

農業を職業にするということは、単に職業を変えるということだけではありません。場合によっては、新しい土地で仕事と生活を新たに始めることになります。農村へ移住する場合は、交通機関や買い物、学校、病院、文化施設などの面で不便なことも生じるでしょう。

農業は作業が集中する時期があり、家族の協力がなくては成り立たないこともあります。

そうした条件について、家族から農業を始める事への賛成と協力が得られるか、十分に話し合いましょう。

チェック3　地域の一員になる覚悟はありますか？



地域との交流を大切にしましょう。

農業を始めることは農村地域の一員になることです。

仕事と生活の場が一緒なので、伝統行事や冠婚葬祭など付き合いも密接になります。また、農業用水や農道の利用・管理に伴う共同作業など、営農に直接関わることや、農村の伝統行事や慣習などへの参加や協力を求められることもあるので、積極的に参加して、お互いに理解しあえる機会を重ねることで信頼関係が築かれます。

地域にどれだけ溶け込むことができるかも、農業での成功に大きく影響します。

（2）就農に向けた心構えを確認してみましょう

就農に向けた「心構え」チェックシート

	チェック	内　　容
1	☐	健康ですか。体力に自信はありますか。
2	☐	農業者は技術者であり、経営者でもあります。経営者（社長）の自覚はありますか。
3	☐	家族は就農に同意していますか。協力は得られますか。
4	☐	どのような農業経営が目標ですか。イメージを家族と共有していますか。
5	☐	経営が軌道に乗るには数年かかります。気長に頑張る根気と熱意はありますか。
6	☐	他人とのつきあいは苦になりませんか。
7	☐	収入がゼロでも、最低２年間の生活資金は確保できていますか。
8	☐	農業を始めるために用意できる自己資金はいくらですか。（　　万円）
9	☐	実際の農業現場を見ましたか、もしくは体験しましたか。
10	☐	どこで農業をするのか、意向が固まっていますか。 就農希望地（　　）
11	☐	どのような作物を作るのか、意向が固まっていますか。 作目（　　）
12	☐	栽培方法は選択しましたか。（露地・施設・有機栽培など）
13	☐	就農地の気候や土壌条件は、目指す作目や栽培方法にマッチしていますか。
14	☐	就農地には、親身に面倒をみてくれる知り合いの農家がいますか。
15	☐	実際の就農までの準備項目、段取りは大筋で理解していますか。
16	☐	住宅を確保するめどがたっていますか。
17	☐	購入・借入など、農地確保の情報を得ていますか。

全てにチェックがつくように準備を進めましょう！！

(3) あなたの目指す就農のタイプは？

就農は大きく３つのタイプに分けられます。目指す農業のタイプごとに心得や必要な基礎知識が変わってきます。あなたの目指す農業は、どのタイプでしょうか。

後継者として農業を始める（実家の農業を継ぐ）

後継者として就農する場合は、農地や農業機械など基本的な装備が整った状態からスタートすることになります。

栽培技術については、実際に栽培や飼育をしながら習得する事もできますが、改めて研修を受けることもおすすめします。

新たに農業を始める（独立・自営就農）

新たに農業を始める場合は、農地の取得や借入、機械・設備の購入、営農資金の準備、農業技術（生産管理技術、経営管理技術）を身につける必要があります。この他にも、住居の確保も考えなくてはなりません。

経営者として自分の裁量で進めることができる反面、全てを自分で準備しなくてはならず、計画をしっかり立てて長期的なプランで進める必要があります。

農業法人等へ就職する（雇用就農）

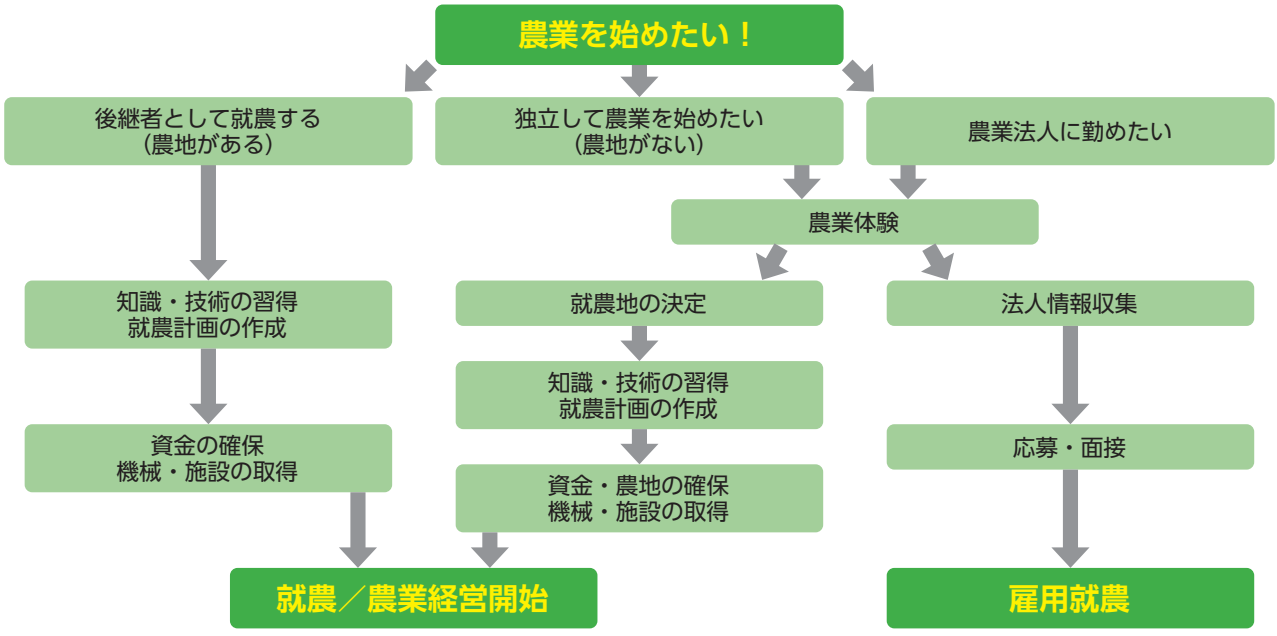
農業法人等に就職して従業員として農業に従事することを「雇用就農」と言います。

「雇用就農」は給与をもらい、働きながら農業技術（主に生産管理技術）を身に付けていくことになります。農地等の準備の必要がないため、比較的容易に就農の機会が得られます。

雇用就農を選択する場合も、農業法人で働くことが主体なのか、将来独立するためのステップなのか、ある程度はっきりとさせた上で取り組む必要があります。特に、将来に向けたステップであれば、どのような農業を行いたいかをイメージし、それに合った農業法人を選んだほうが良いでしょう。

そのためには、相談会の場を利用して、直接話をしながら情報を収集し、自分の働く姿をイメージすることも重要です。実際に現地に足を運んで確認することも必要です。

《タイプ別に見る就農への道のり（例）》



2 農業を始めたい！ 就農への6ステップ

STEP 1
情報収集と就農相談

- **就農にむけた情報収集から**
  どの地域で農業を始めたいか、どんな作物を作りたいか就農相談会や県や市町村の新規就農相談窓口で話を聞いてみましょう。
- **実際に農業を体験して、自分の目で確認することも有効です。**
- **独立・自営で農業を始めるか、農業法人に就職するか考えましょう。**

STEP 2
品目の選択と知識・技術の習得等

- **どんな農業経営を目指すのかイメージを固めましょう。**
  経営品目や年間の農業経営スケジュールを考えましょう。
- **農業経営に必要な基本知識や技術を習得しましょう。**
  自分の経験や知識の習得状況に応じた研修に参加しましょう。

STEP 3
資金の活用と農地の確保

- **資金計画を立てましょう。**
  自己資金は足りますか？農業と生活のどちらにも必要です。
- **資金の活用のポイント**
  自己資金だけでは不足の場合、借入金も考えましょう。
- **公的な支援制度も活用しましょう。**
- **就農する農地を借りるためのポイント**
  早い段階から市町村の農業委員会に相談するとともに、地域の方々との信頼関係を築くことも大切です。

STEP 4
就農計画の作成

- **目指す農業経営の実現に向けて就農計画（青年等就農計画）を作成します。**

STEP 5
就農先への定住

- **住居の確保はできましたか？**
  できるだけ就農する農地の近くが理想的ですが、家族の状況に応じて住まいを決めましょう。
- **農村での生活には、共同作業や伝統行事など、農村ならではのものがあります。**
- **税金や公的年金・健康保険の変更手続きもお忘れなく。**

STEP 6
機械や施設の取得

- **機械や施設の取得ポイント**
  中古品やリースを上手に活用して、まずは必要なものから備えましょう。

※準備の進め方によって、ステップが入れ替わることもあります。

STEP 1
情報収集と就農相談

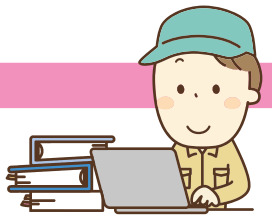
「農業を始めたい！」と思ったら まずは就農相談に出かけましょう

就農相談のポイント

水稲、野菜、果樹、花、畜産など、一口に「農業」といっても、その内容は様々です。
どのような農業を目指すのか、自分が目指す農業のイメージを頭の中に描いてから、就農相談へ出かけましょう。
就農相談は１回で終わりではなく、就農に向けた準備が進むにつれて専門的な内容になります。

1　就農の動機を明確にする

農業を職業として成功させるためには、就農の動機を明確にすることが大切です。その上で、多くの情報を収集しながら可能性を探り、自分にあった農業の実現を目指しましょう。



2　情報と基礎知識を収集する

就農相談以外にも、周辺農家の訪問、インターネットや書籍の活用、農業体験への参加などにより、積極的に情報や基礎知識を収集しましょう。

3　農業の現場を自分の目で確かめる

農作業体験や先輩農家の話を聞くなど、農業の現場を自分の目で確かめることが大切です。特に、岩手県外出身者が岩手県で農業を始めたい場合は、相談窓口で見学先を紹介してもらい、何度か岩手県に足を運んでください。できるだけたくさんの地域を見学して、自分にあった就農先を探してください。

岩手県が行っている就農相談

岩手県農業経営・就農支援センター（就農サポート活動事務局：岩手県農林水産部農業普及技術課）と県内各地域にある農業改良普及センターや市町村、農業団体などが、連携しながら就農相談会を行っています。

○主な就農相談会

「新農業人フェア（盛岡市、東京都等）」、
「農業を始めたい人の相談会（盛岡市ジョブカフェいわて）」「地方就農相談会（県内各地）」等

※このような就農相談会のほかにも、電話やメールでも随時就農相談を受け付けています。
詳しくは、岩手県農業経営・就農支援センター（就農サポート活動事務局）にお問い合わせください。

就農相談会でよくある質問

- 自分で農業を始めたいと考えていますが、どのようにしたら良いですか？
- どのような作物を作ったら良いですか？
- 農業技術はどのようにして身に付けるのですか？（研修方法、研修先、研修期間など）
- ○○地域での就農を考えていますが……。
- 農地はどのくらい必要になりますか？
- １人でも農業は可能ですか？
- 農業法人へ就職したいのですが、どのようなところがありますか？
- 農業を始めるための資金（当面の生活・営農など）はどのくらい必要になりますか？
- 住宅を借りることは可能ですか？

STEP 2 (1)経営品目の選択　どんな作目で農業経営を始めるか、じっくり考えましょう

経営品目の選択のポイント

1　品目ごとの特徴

土地条件や機械・施設だけではなく、「手作業が多い」「力仕事が多い」など品目ごとに様々な特徴がありますので、自分に合った品目を選びましょう。また、地域で力を入れている品目の場合、近隣のベテラン農家から指導を受けやすくなるといったメリットがあります。

	土地条件	機械・施設・その他	収入の時期
水稲	◇水稲だけで経営する場合、10ha以上の面積が必要	◇10ha規模の場合、機械・施設の取得に2,000万円程度必要	秋
施設野菜	◇10～20a程度の面積でも取り組める。ハウス移設は難しいので、条件の良い土地を選ぶこと	◇10a規模（80坪ハウス４棟）の取得に1,000万円程度必要 ◇トラクターなどの機械類が必要	春～秋
露地野菜	◇キャベツなどの土地利用型野菜の場合、数ha規模の面積が必要 ◇きゅうりなどの果菜類の場合、20～30a程度の面積が必要	◇施設への投資は抑えられるが、トラクターなどの機械類が必要	夏～秋
花き	◇トルコギキョウなどの施設花きの場合、10～20a程度の面積が必要 ◇りんどう、小ぎくなどの露地花きの場合、1ha程度の面積が必要	◇ハウスの取得は施設野菜と同様 ◇トラクターなどの機械類は必要 ◇販売単価が需要期に大きく左右される（盆・彼岸）	夏～秋
果樹（りんご）	◇りんごだけで経営する場合、２ha以上の面積が必要	◇経営開始時に植栽費用や防除機械の取得など多額の投資が必要 ◇収穫できるまで５年ほどかかるため、その間の収入確保が必要	秋
畜産	◇6～10ha程度の面積が必要	◇牛、牛舎、機械・施設などの取得が必要であり、5,000万円～１億円程度必要。空き物件が見つかれば、投資を抑えられる	周年

2　専作経営と複合経営

事業計画を立てるときに、一つの品目だけを栽培する専作経営か、複数の品目を栽培する複合経営かを選びます。品目や栽培面積によって必要な労働時間が異なりますので、労働時間のピークの時期が重ならないように品目を組み合わせましょう。

また、どの品目であっても、作業が集中する時期には家族の協力が必要です。特に就農したばかりの頃は、経費の面から雇用を入れることは難しいので、農作業に従事できる家族の人数によって選べる品目や栽培可能な面積が変わります。

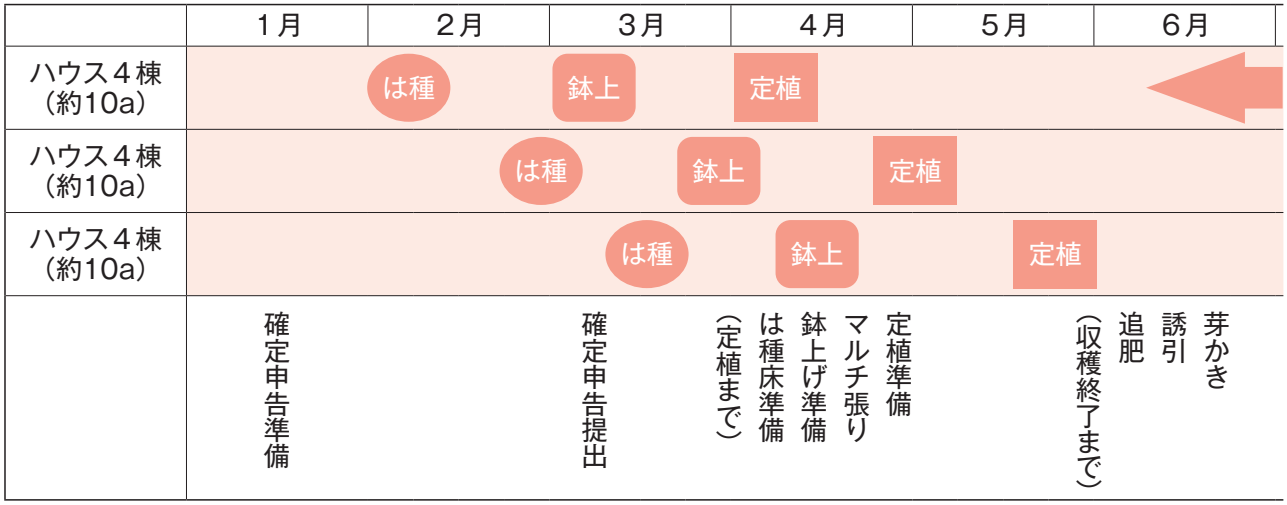
	専作経営	複合経営
長所	●技術習得が容易 ●大規模化しやすい ●施設や機械の稼働率が高い	●労働時間のピークを平準化できる ●経営の危険分散ができる
短所	●品目の価格の影響を受けやすい ●連作障害や病気の発生等のリスクが高い	●技術習得が品目ごとに必要 ●必要な機械、資材が多い

STEP 2
(2)年間スケジュール

1年間の栽培・出荷等の農業経営のスケジュールを考えましょう

岩手県内で新規就農者の取り組みが多い品目の一つにトマトやミニトマトがあります。ここでは、トマトの栽培・出荷等のスケジュールや、経営収支、必要な労働力について見てみましょう。

作目、人員などを含めた綿密な計画が必要となります。



【経営収支の試算】

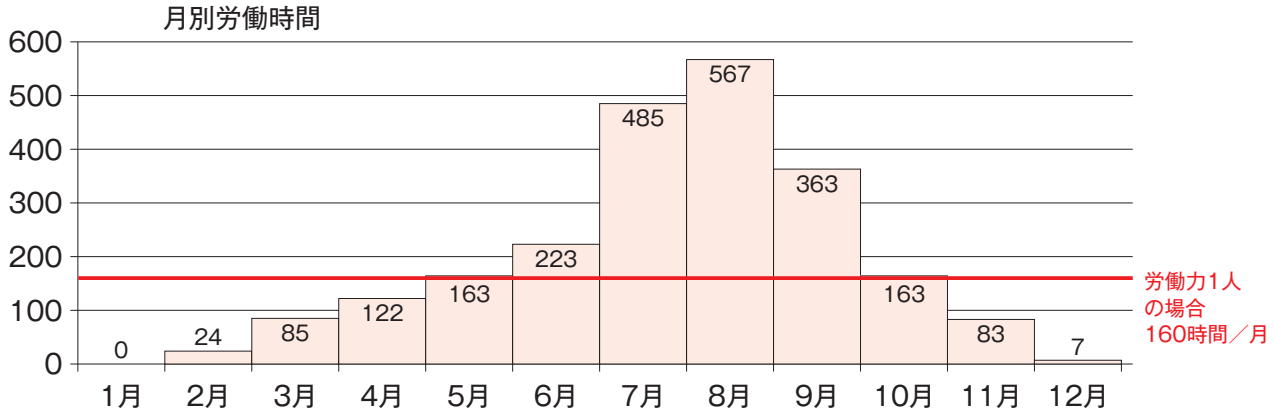
〇経営面積　ビニールハウス12棟（80坪×12棟：約30a）

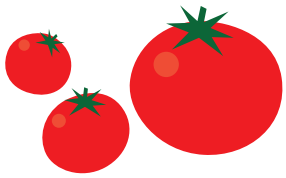
品　目	面積	10a当り収量	kg当り単価	販売収入（千円）	変動費用※（千円）	粗利益（千円）	備考
トマト（ハウス普通栽培）	30a	13,000kg	361円	14,078	7,294	6,784	目標どおりの収量を達成した場合

※変動費用：種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費、流通経費など
（変動費用には、ビニールハウスや機械等の減価償却費、雇用賃金、借入金の償還金などは含まれません）

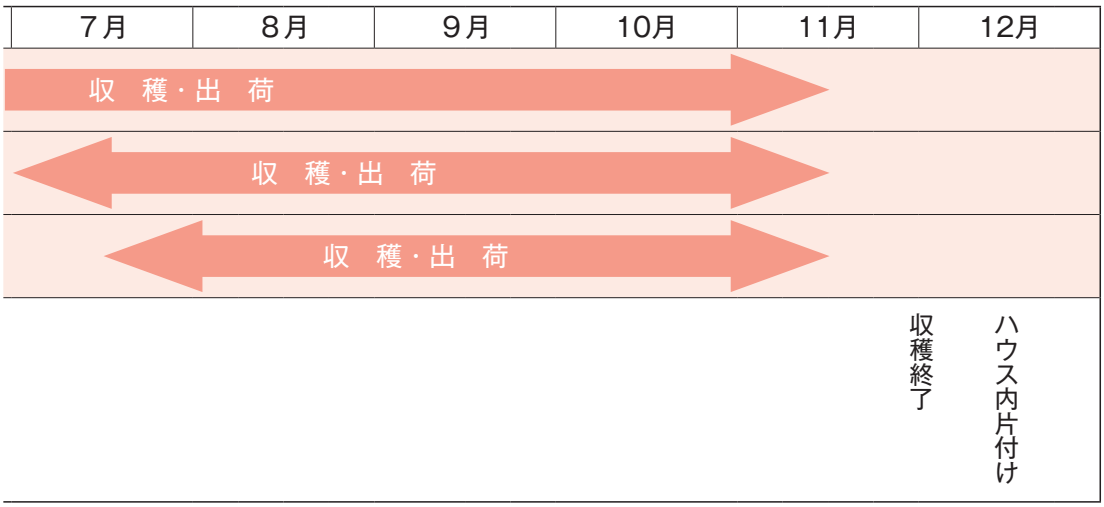
◇上記の数値は、岩手県における収益性のおおよその目安です。（生産技術体系2025年版を参考）
◇ビニールハウス12棟（約30a）を新品で建設する場合は約3.7千万円かかります。
◇補助事業（補助率３/10～１/２等）を利用できる場合があります。制度資金の融資を利用できる場合があります。
◇中古ハウス資材を活用して、建設経費を抑えている例もあります。
◇夏期の繁忙期の労働力は、実人数で４～５人は必要です。
◇家族労働力で不足する人員は、雇用で確保しなければなりません。その分、賃金の経費が大きくなります。

『粗利益から雇用賃金等を支払い、借入金を返済した後、約200～300万円が手元に残ると見込まれます』





（トマト30a経営の場合）



就農のポイント　～トマト経営の例～

1　品目と就農する地域を決める

- トマトなどの果菜類は、比較的小さい農地面積で経営できるため、就農時に選択する人が多い品目です。
- トマトの栽培には高い栽培管理技術を必要とするため、栽培が盛んな地域で研修し、しっかりと技術を身につけてから就農する人がほとんどです。
- こうした地域は技術指導や出荷販売の体制が整っているので、就農先に選ぶと有利になります。

2　労働力を確保する

- まずは家族の協力が得られるか話し合いましょう。次に家族の労働力で栽培できる面積を考えます。
- 家族の労働力で不足する場合は従業員の雇用が必要です。雇用のめどはあるか、賃金はどれくらい必要になるかを試算して事業計画を考えましょう。

3　ビニールハウスを建設する

- ビニールハウス付きの農地を借りることは難しく、借りた農地に新たに建設する場合がほとんどです。
- 研修後に速やかに経営を始められるよう、研修期間中に農地やハウスの手配など準備を進めましょう。
- トマトの場合は、栽培管理技術の習熟度や初期投資額を考慮に入れて、ビニールハウス３棟程度（約10a）から経営を始めるのが良いでしょう。

4　冬期間の収入を確保する

- 無加温で葉菜類（ほうれんそう、こまつな、なばな等）の栽培に取り組む人もいます。品目にもよりますが10aあたり10万円～数十万円くらいの収入になります。
- 施設園芸では、暖房機を使用することで周年栽培が可能です。ただし、暖房機の設置や燃料代等の経費がかかるほか、より高い栽培管理技術が必要となるので、経営が軌道に乗ってから始めるのが良いでしょう。
- この他、冬期間のみ農外でのアルバイトにより収入を得ている人も多くいます。

品目別の経営収支の目安（10aあたり）

岩手県内で栽培されている代表的な品目の年間収支の目安は下記表のとおりです。
自分の農業経営のイメージを固める参考にしてください。

品　　目	栽培期間中の労働時間（時間）	生産量	単価（円/kg･本）	販売収入（円）①	変動費用※（円）②	粗利益（円）①－②
水稲（主食用米、約5ha規模）	12.8	540kg	302	163,080	60,033	103,047
長ねぎ（機械化体系）	204.0	2,500kg	381	986,828	424,971	561,857
キャベツ（7～10月どり）	21.2	5,500kg	91	500,094	346,236	153,858
ほうれんそう（ハウス栽培、年4回転）	935.8	3,500kg	647	2,263,210	924,691	1,338,520
きゅうり（露地普通、夏秋どり）	986.8	10,000kg	307	3,072,781	1,462,712	1,610,069
きゅうり（ハウス半促成＋抑制栽培）	1,931.5	18,000kg	307	5,520,123	2,849,741	2,670,382
ミニトマト（ハウス栽培、夏秋どり）	958.6	6,500kg	764	4,966,234	1,706,708	3,259,526
ピーマン（露地）	293.0	5,000kg	449	2,244,744	998,308	1,246,435
ピーマン（ハウス栽培）	1,438.6	9,000kg	447	4,018,695	1,747,970	2,270,725
なす（露地トンネル栽培）	932.8	8,000kg	343	2,746,598	1,349,836	1,396,762
りんご（中生・赤系、わい化栽培、2ha規模）	198.8	3,000kg	318	953,645	556,084	397,561
りんどう（早生、露地栽培）	275.2	33,000本	54	1,781,392	646,491	1,134,902
小ぎく（露地栽培、8月咲き）	309.1	27,500本	45	1,245,488	634,822	610,666
トルコギキョウ（ハウス栽培、9月切り）	751.5	20,000本	148	2,950,441	1,897,047	1,053,395

※変動費用：種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費、流通経費など
（変動費用には、ビニールハウスや機械等の減価償却費、雇用賃金、借入金の償還金などは含まれません）

- 上記の数値は、岩手県における収益性のおよその目安です。（生産技術体系2025年版を参考）
- 新規就農者は栽培管理技術の習熟度を考慮に入れて、事業計画を作成する際には、**上記粗利益の50～70%程度**を見込んでください。

STEP 2
(3)就農に向けた研修
栽培管理技術や経営管理の知識を身につけましょう

自分が目指す農業のイメージが固まってきたら、少しずつ知識や技術を習得しましょう。
現在の仕事を続けながら受講できる研修もあります。基礎的な技術や知識を身に着けた後は実践的な研修へと、就農に向けて一歩一歩進みましょう。

主な研修先と内容

経験や知識の習得状況に合わせて参加できる研修

仕事を続けながら参加できる研修のほか、先進的な農家や農業法人での研修を紹介しています。就農希望地の農家や農業法人での研修は、地域の人たちと信頼関係を育む機会にもなり、円滑な就農に向けた助走期間にもなります。



＜岩手県での研修先＞

●知識や技術を基礎から習得……岩手県立農業大学校
●実践を通じて技術を中心に習得……先進農家や農業法人

岩手県立農業大学校での研修

岩手県立農業大学校では、就農希望者や新規就農者を対象とした様々な研修を行っています。詳しくは、ホームページをご覧いただくか農業大学校にお問い合わせください。

●新規就農者研修
　野菜入門コース：農業に関する基礎知識を学びながら、野菜栽培の実習を実施
　花き入門コース：農業に関する基礎知識を学びながら、花き栽培の実習を実施
　基礎コース：基礎的な栽培技術や営農に必要な基礎知識の習得と併せ、課題解決能力を向上
　※このほか、農業簿記やスマート農業、財務分析、６次産業化などについての研修を実施

研修中に活用できる支援制度

就農準備資金

岩手県立農業大学校等の県が認めた研修機関等で研修を受ける場合、研修期間中に資金の助成を受けることができます。

【交 付 額】　最大165万円／年（最長２年間）
【受付窓口】　岩手県農林水産部農業普及技術課

交付に当たっては、交付要件を満たす必要がありますので、詳しくは岩手県農林水産部農業普及技術課又は就農先の地域の農業改良普及センターに御相談ください。

雇用就農資金（農業法人等が活用できる制度）

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を助成します（新規就農者や就農希望者が活用できる制度ではありません）。

助成に当たっては、農業法人等の要件、雇用就農者の要件をそれぞれ満たす必要があります。詳しくは下記まで御相談ください。

【お問い合わせ・申請先】　一般社団法人岩手県農業会議

STEP 3
(1)資金の活用

自己資金を準備した上で、営農&生活プランに基づいた資金活用を

新たに農業を始める場合、経営開始に向けた準備にかかる資金、経営に必要な運転資金、農業収入を得るまでの生活費が必要になります。すべてを自己資金でまかなうことができれば良いのですが、なかなかそうはいかないものです。

長期的な営農と生活のプランに基づいて、公的な融資制度や支援策の活用を検討しましょう。

資金計画を立てるに当たって

①どのような農業経営を目指すのか。作目や規模、目標とする農業所得などをイメージしてください。

↓

②就農予定地域の農業者の話を聞きます。

- どの程度の機械や施設が必要か。その購入額はどの程度か。
- 収入や支出、農業所得はどの程度か。
- 農産物の販売方法や農業資材の購入方法は？　販売に必要な経費はどの程度か。
- 労働の様子は？　もっとも忙しい時期はいつか。
- どのようなことで苦労しているか。

↓

③就農予定地域の農業改良普及センターや農協などから指導を受け、具体的な経営・資金計画を作成します。

●農業経営の内容について

- 農地、施設、農業機械などの所有状況を踏まえ、将来の目標を定めます。
- 地域の標準的な経営規模、資本装備を参考にし、過剰投資とならないように注意します。
- 目標とする農業経営に必要な労働力を確保できるか検討します。
- 農産物の販売方法や農業資材の購入方法を検討します。

●収支計画について

- 農業は自然を相手にする仕事です。災害や農産物の価格暴落など、予期しない障害が生じることもありますので、余裕を持った計画を立てましょう。
- 労働力の検討は十分に行ってください。人を雇う場合は雇用労賃の支払いが必要です。
- 農作物を販売して収入が得られるまでの期間の運転資金や生活費の確保も考慮が必要です。

●資金運用について

- 災害や機械の故障、農業以外の出費などを念頭に置き、余裕のある資金運用を心掛けてください。
- 営農資金と生活資金はきちんと分離して考えましょう。家計費を少なめに見積もった計画を組み、あとで苦しむケースもみられます。子供の進学など、家族のライフプランを考慮してください。

●制度資金の選択について

- 必要に応じて、自分の経営に最も適した制度資金を選びます。
- 返済期間は、融資を受けて導入した機械や施設などの耐用年数に合わせるのが一般的です。
- 制度資金には、返済開始時期を先送りできる据置期間が設定されている場合がありますので、経営が軌道に乗るまでの期間を念頭に置きながら返済計画をたてましょう。

●負債の状況を明確に

- 現在の借入金や農業以外の負債も把握しておいてください。

資金（借入金）の活用の手順

①事業計画の作成

資金を活用する場合には、はじめに具体的な事業計画を作ることが必要です。計画を達成するための農地・機械・施設などの取得に当たり、自己資金だけでは対応できない場合、必要最低限の資金の借り入れ（借入金）を検討します。

②資金（借入金）の選択

資金には、農協などの融資機関が独自に融資する資金と、国や県などが利子補給等を行い、比較的低利で融資する制度資金があります。制度資金については、借入の要件があるので、それぞれの事業計画にあった資金を選択することが必要です。

また、低利でも返済が長期にわたる場合には、相応の利子負担が発生しますので、適切な借入額、償還期間などを融資機関と協議します。

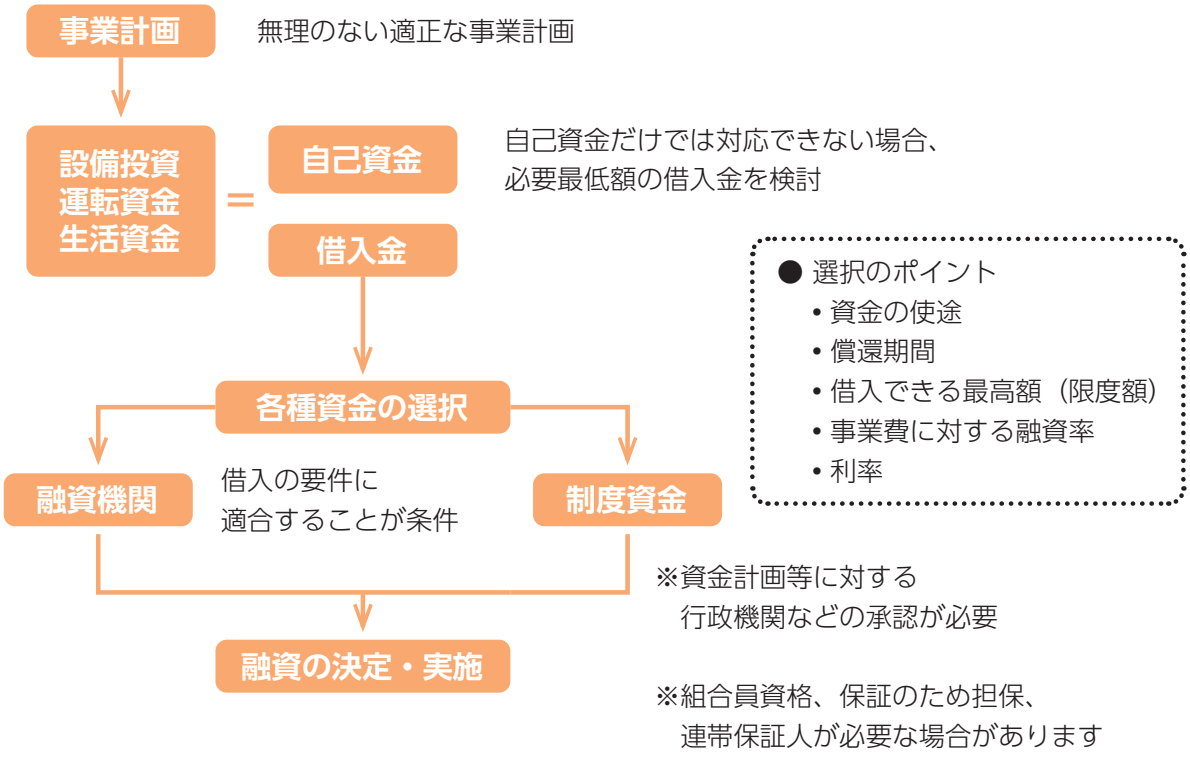
③融資額

資金の種類によって借り入れできる最高金額（限度額）が決まっているほか、融資率（例えば、事業費の８割以内）が決まっているものもあります。

④借入の要件

制度資金の借入に際しては、それぞれ定められている要件に適合することが条件となるため、事前に融資機関などに確認します。一例として、青年等就農資金では、資金の借入前に市町村長から「青年等就農計画」の認定を受けることが必要となります。（STEP4を参照）

また、資金によっては借入者の組合員資格、保証のための担保や連帯保証人を求められる場合もあります。



資金の活用のポイント

新規で農業を始める場合、準備しておきたい資金

事業計画を立て、その達成に必要となる資金額を整理しましょう。

- **経営開始に必要な資金…**農地の購入や借入、トラクターなどの機械の購入、ハウスや畜舎など施設の建設・整備など ※果樹、施設園芸、花き、酪農など、選んだ営農類型や規模によって必要となる額は異なります。
- **経営に必要な運転資金…**種苗・肥料・農薬の代金など
- **農業収入を得るまでの生活資金…**安定した収入が得られるようになるまでの生活費

就農に不可欠な自己資金

新規就農者（新規参入者）が就農１年目に要した費用は平均で896万円（機械・設備等670万円、必要経費226万円）となっています。これに対して、準備した自己資金の平均額は462万円（営農面278万円、生活面184万円）です（令和６年度全国新規就農相談センター調査結果）。

営農に必要な金額は、取り組む作目などで大きく増減しますので、しっかり計画を立て、必要な資金を十分に把握の上、準備に取り組んでください。

経営開始資金

新規就農される方に、最長３年間、年間最大165万円を交付します。※交付要件を満たす場合

経営発展支援事業

就農後の経営発展や新規就農者等の円滑な経営継承のために、機械・施設等の導入等を行う場合、国と県から補助が受けられます。※交付要件を満たす場合

【通 常 枠】
補助上限額（国）：500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）
補助率：（例）国1/2、県1/4、本人1/4
【地域計画早期実現支援枠】
補助上限額（国）：600万円
補助率：（例）「国1/3、県1/6、本人1/2」又は「国1/2、県1/4、本人1/4」
※取組により、補助率が変わります

新規就農者チャレンジ事業

早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を行う場合、国から補助が受けられます。※交付要件を満たす場合

補助上限額：法人の場合3,000万円、個人の場合1,500万円
補助率：3/10（リースの場合は3/7）

担い手育成特定資産事業

公益社団法人岩手県農業公社では、担い手育成特定資産事業により、就農開始時に必要な研修経費や農業機械・施設の導入経費を助成しています。

【助成機関】 公益社団法人岩手県農業公社

青年等就農資金

認定新規就農者（詳細はSTEP4）に対して、農業経営を開始する際の機械や施設、資材などの購入費用を融資します。

【借入限度額】 3,700万円（青年等就農資金基本要綱に定める一定の要件を満たす場合は１億円）
※貸付金利：無利子　償還期限：17年以内（うち据置期間　５年以内）　実質無担保・無保証人
【融資機関】 株式会社日本政策金融公庫

各事業及び資金における詳細については、就農先の市町村や農業改良普及センター等に御相談ください。

STEP 3
(2)農地の確保等

就農する農地を借りるためには、地域の方々との信頼関係が必要です

自分の農業経営にはどんな条件の農地が必要か



まず、どんな条件の農地が必要か、主なポイントを検討してみましょう。

- 計画する品目の栽培に必要な面積が確保できるか。
- 土壌、用水、日照などの栽培環境はどうか。作業場は確保できるか。
- 借地できる年数、借地料などの条件はどうか。
- 居住地からの距離は、栽培管理に支障ないか。
- 農地法など法律の要件を満たすことができるか。

就農する農地を見つけるには

借地できる農地を見つけることは簡単ではありません。耕作していない農地を見かけることもありますが、所有者がその農地を誰にでも貸すわけではないからです。何年も探してやっと借地できる農地を見つけた方や、10か所目でやっと自分の条件に合った農地を借りることができた方もいます。

新規参入者が農地をどのようにして見つけたのか、その例を見てみましょう。

例1：研修先の農家の紹介で

研修先の農家から知り合いの農家の紹介を受け、農地を借地して就農している例があります。

この方は、研修に臨む姿勢が高く評価されており、研修先の農家や知り合いの農家から協力を得られた例です。

例2：何年も前から農家との交流で

他の仕事をしていた時から農業に興味があり、その際に知り合いになった農家から借地できた例や、その農家が一緒に探してくれて借地できた例があります。

何年かの交流から生まれた信頼関係により、協力を得られた例です。

例3：市町村の農業委員会に相談して

農業委員会では、農地の貸借に関する相談を受け、希望者に情報を提供しています。

農業委員会に相談したところ、タイミング良く希望する条件に合致した農地が見つかり、就農できた例があります。

例4：公益社団法人岩手県農業公社に相談して

公益社団法人岩手県農業公社は、農地中間管理機構として、所有者から農地を借り受け、地域農業の担い手に貸し付ける事業を行っています。

新規就農者が、地域農業の担い手と位置付けられ、希望する条件と合致した農地を借地し、就農した例があります。

法律による農地の借地許可等

農地の貸借には、法律等の手続きが必要です。主に次のいずれかにより行います。

○農地法
農地の所有者と連署で、その農地のある市町村の農業委員会に手続きをします。

○農業経営基盤強化促進法
市町村又は農業委員会に申し出て、諸手続きをします。

○農地中間管理事業
公益社団法人岩手県農業公社の借受希望者の募集に応募し、諸手続きをします。

STEP 4
就農計画の作成

自分が目指す農業経営を実現するための就農計画（青年等就農計画）を作成します

青年等就農計画とは

青年等就農計画は、新たに農業を始める方（青年等）が、いつ、どこで、どのような農業経営を始め、その経営目標と実現に向けて必要な事業計画や資金計画などを記載したものです。

青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法に基づく制度であり、この計画が就農地の市町村長に認められると「認定新規就農者」として様々な支援を受けることができます。

認定新規就農者が受けられる支援



主に下記の支援を受ける事ができます。

1　青年等就農資金（無利子融資）
2　経営開始資金
3　経営発展支援事業

※他にも受けられる支援があります。

認定新規就農者の対象

対象となる年齢等の条件は、下記のとおりです。

1　原則として18歳以上45歳未満の青年であること。
2　45歳以上の場合は、65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年者であること。
3　上記１、２に該当する者が役員の過半数を占める法人であること。

※農業経営を開始してから一定期間（５年）を経過していないことが条件になります。
また、既に認定農業者になっている方は対象になりません。

青年等就農計画の作成ポイント

次のような項目で、就農時と経営開始５年目の目標などを記入します。

1　将来の農業経営の構想（どのような品目、経営規模でどのくらいの所得を目指すのか）
2　経営規模に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
3　生産方式に関する目標（必要な施設、機械の性能や規模、台数等）
4　目標達成のために必要なこと（施設・機械の導入計画、資金調達計画）
5　経営管理に関する目標（複式簿記での記帳等）
6　農業従事のスタイルに関する目標（休日体制の導入、家族間の役割分担等）

どのような農業経営を目指すのか、よく検討しましょう。

認定新規就農者にならない場合であっても、自分が目指す農業経営、将来像について考え、自分の力で実現できる計画を作成することが必要です。

計画の詳細や作成方法については、就農先の市町村や地域の農業改良普及センターに問い合わせ、情報提供や助言を受けながら作成します。

今後の生活を含めて、長期的な生活設計も立てましょう。

就農後に必要となる生活費についても十分に考え、長期的な生活設計を立てることも必要になります。

青年等就農計画の申請から認定までの流れ

1　就農を予定している市町村と各地域の農業改良普及センターへ相談

青年等就農計画の作成指導や就農関連の情報提供を受けられます。

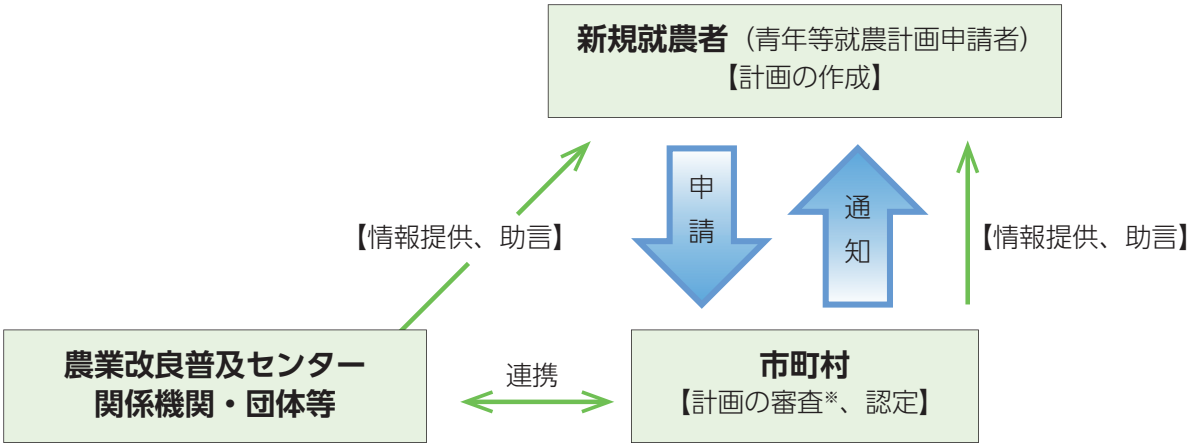
2　「青年等就農計画認定申請書」を作成し、就農予定の市町村へ提出

将来の農業経営の構想、就農時の経営開始５年目の目標、事業計画、資金調達計画などを記載し、就農予定の市町村へ提出します。

3　青年等就農計画の審査と認定

市町村は、提出された「青年等就農計画認定申請書」が、①市町村の基本構想に照らして適切である、②計画達成の見込みが確実であること等を審査し、要件を満たす場合は計画を認定します。

認定期間は、認定した日から５年間（既に経営を開始した場合は経営開始から５年を経過した日）です。



※市町村、県（農業改良普及センター、振興局）、農業委員会、農協、農業者等で構成される体制で審査



STEP 5
就農先への定住

さまざまな場面で大切な、就農先でのお付き合い

住宅の確保

農地の確保とともに、住居が必要になります。適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ農地の近くにあることが理想です。また、家族の状況に応じて、学校や病院への距離や日用品の買い物などの交通手段についても確認しましょう。

まずは空き家や公営住宅、アパートなどを探すのが一般的ですが、住居のあっせんや公営住宅を安価で貸与している市町村もありますので、農地の確保と併せて相談してみましょう。

農村社会への参画

農村社会の一員になるので、何でも相談できる人を作り、その地域の実情を理解しておくことが大切です。

農村では、地域の住民同士の付き合いが都市に比べて濃密なので、地域の人たちと深く親しく付き合うことが充実した農家生活につながります。

また、農村では、農業用水や農道の利用・管理に伴う共同作業など、営農に直接関わることや、農村の伝統行事や慣習などへの参加や協力を求められることもあるので、積極的に参加して、地域の慣習について学び、お互いに理解しあえる機会を重ねると、うまく地域に溶け込むことができます。

税金や公的年金・健康保険について

サラリーマンなどから新しく農業を始める人は、次の点に留意してください。

- 税金や健康保険料などは、サラリーマンのときには給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は自ら確定申告を行い農業所得から支払うことになります。
- 税金などは、前年度の所得額に応じて課税されますので、研修中や就農初期には負担になることもあります。
- 会社で加入していた健康保険に代わって、就農後は国民健康保険に切り替えます。国民年金や国民健康保険の加入については、就農先の市町村に問い合わせます。
- 併せて、老後の備えとして、農業者年金への加入をお勧めします。農業者年金については、農業協同組合や市町村農業委員会に問い合わせます。

●就農前

サラリーマンなど（給与所得者）	税金（所得税・市町村税）
	社会保険
	厚生年金

いずれも給与から一括して差し引き

●就農後

農業者（自営業者）	税金
	国民健康保険
	国民年金

農業所得からの支払い
※税金は前年度の所得に応じて支払う
※年金は国民年金に切り替える

STEP 6
機械や施設の取得

経営を開始する時には、必要最低限の設備投資が必要です

農業機械や施設を一度に備えようとすると、とても多くの準備資金が必要になります。
機械によっては借りることもできますが、必要最低限の機械や施設は、自分で購入しなければなりません。
それ以外にも種子や苗の購入費をはじめ、想像以上に費用がかかります。無理のない計画を立てた上で、機械や施設を取得しましょう。

機械や施設の取得のポイント

- 当面は、必要最低限の機械や施設を備えましょう。
- 機械には、燃料やオイルなどの維持費がかかることを計算に入れましょう。
- 機械については、メンテナンスや簡易な修理方法も覚える必要があります。

負担を軽くするために

初期投資の負担を軽くする方法として、中古の機械・施設の購入やリースの活用が考えられます。また、低金利の融資制度を活用するのも一つの方法です。

必ず毎年かかる費用も含めて、機械や施設の取得を考えましょう

種子や苗の購入費、肥料や農薬の購入費など、収穫量の多少に関わらず、毎年必ず必要となる経費もあります。それらを含めた上で、機械や施設の取得を考える必要があります。
また、トラクター（大型、小型に限らず）の運転には、大型特殊免許が必要ですので、なるべく早めに取得しましょう。

品目別に必要な機械設備の例

○施設野菜（トマト）

1	ハウス
2	乗用型トラクター
3	ロータリー
4	動力噴霧器
5	軽トラック
6	かん水装置
7	マルチャー

○露地野菜（長ねぎ）

1	乗用型トラクター
2	ロータリー
3	動力噴霧器
4	管理機
5	軽トラック
6	皮むき機
7	溝切機

○露地花き（りんどう）

1	乗用型トラクター
2	ロータリー
3	動力噴霧器
4	管理機
5	軽トラック
6	マルチャー
7	下葉取り機
8	結束機



3 あなたをサポートする関係機関・団体

市町村・関係団体等の役割と連絡先

岩手県農業経営･就農支援センター(就農サポート活動事務局)が岩手県への就農希望者の相談窓口となります。
就農したい市町村が決まっている場合は、その市町村と各地域の農業改良普及センターに御相談ください。

機関名	主な業務内容
市町村（農政担当課）	就農相談、青年等就農計画の認定、各種農業振興事業、農業生産基盤整備
農業委員会（各市町村に設置）	農地のあっせん、農地法に関する許認可
農業協同組合（JA）	農業資材販売、農畜産物の集荷・販売、営農資金の融資
公益社団法人　岩手県農業公社	就農相談、第三者継承相談、担い手育成特定資産事業、農地中間管理事業
一般社団法人　岩手県農業会議	雇用就農資金、雇用就農等の情報提供、農地関係情報の提供
岩手県農業経営・就農支援センター （就農サポート活動事務局）	岩手県内に就農を希望する方（就農地が決まっていない方）の相談窓口
農業改良普及センター	就農相談、事業計画の作成支援、研修先の紹介、制度資金活用などの相談、 個別の技術・経営指導などの支援活動
岩手県立農業大学校	就農前・就農後の研修実施

機関名	連絡先	担当地域
岩手県農業経営・就農支援センター 就農サポート活動事務局 （県農林水産部　農業普及技術課）	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5654	県内全域
盛岡農業改良普及センター	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 TEL 019-629-6726	盛岡市、滝沢市、雫石町、 紫波町、矢巾町
八幡平農業改良普及センター	〒028-7112 八幡平市田頭39-72-2 TEL 0195-75-2233	八幡平市、葛巻町、 岩手町
岩手町駐在	〒028-4307 岩手町五日市9-48 TEL 0195-62-3321	
中部農業改良普及センター	〒024-0003 北上市成田20-1 TEL 0197-68-4464	花巻市、北上市
遠野普及サブセンター	〒028-0525 遠野市六日町1-22 TEL 0198-62-9937	遠野市
西和賀普及サブセンター	〒029-5512 西和賀町川尻40-40-235 TEL 0197-82-3125	西和賀町
奥州農業改良普及センター	〒023-1111 奥州市江刺大通り7-13 TEL 0197-35-6741	奥州市、金ケ崎町
一関農業改良普及センター	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方85-2 TEL 0191-52-4961	一関市、平泉町
大船渡農業改良普及センター	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 TEL 0192-27-9918	大船渡市、陸前高田市、 釜石市、住田町、大槌町
宮古農業改良普及センター	〒027-0072 宮古市五月町1-20 TEL 0193-64-2220	宮古市、山田町
岩泉普及サブセンター	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋24-3 TEL 0194-22-3115	岩泉町、田野畑村
久慈農業改良普及センター	〒028-8042 久慈市八日町1-1 TEL 0194-53-4989	久慈市、普代村、野田村、 洋野町
二戸農業改良普及センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 TEL 0195-23-9208	二戸市、軽米町、九戸村、 一戸町
岩手県立農業大学校	〒029-4501 金ケ崎町六原字蟹子沢14 TEL 0197-43-2211	県内全域
一般社団法人　岩手県農業会議	〒020-0884 盛岡市神明町7-5 パルソビル4階 TEL 019-626-8545	県内全域
公益社団法人　岩手県農業公社	〒020-0884 盛岡市神明町7-5 パルソビル3階 TEL 019-651-2181	県内全域

MEMO

いわて農業への道

いわてで夢をかなえよう!

発行　岩手県農業経営・就農支援センター

令和8年10月発行

問い合わせ窓口

岩手県農林水産部農業普及技術課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL:019(629)5654　FAX:019(629)5664